

令和8（2026）年3月30日開催

令和7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第34回総会議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会 第25期 第34回総会 議事録

- 1 日 時 令和8(2026)年3月30日(月)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条許可申請について  
議第4号 農用地利用集積等促進計画案(売買)について  
議第5号 農用地利用集積等促進計画案(貸借)について  
議第6号 農用地利用集積等促進計画案(移転)について  
議第7号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 平井地区の交換分合計画  
同意(案)について  
議第8号 令和8(2026)年度柏崎市農業委員会業務計画について  
議第9号 令和8(2026)年度最適化活動の目標の設定等について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前10時00分

伊比事務局長

これから第34回総会を開催いたします。

この総会は柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願いいたします。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

伊比事務局長

委員数は19人です。欠席は3人。遅参報告はありません。現在の出席委員数は16人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は22人です。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員

会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

それでは、8 番 高橋 啓子委員、13 番 水野 美保委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 の案件が、農地利用最適化推進委員に関する案件でありますので、委員の退席を求めます。

－ 委員退席 －

石塚議長

事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

議案書 1 ページを御覧ください。

議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a 当たりの価格、の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 横山、外 5 筆、田、3,079 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定するこ

とに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。

退席を求めました委員の入室を求めます。

－ 委員入室 －

石塚議長

委員に退席を求めましたが、議第 1 号の申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

続いて、議第 1 号、申請番号 2 の案件が、農地利用最適化推進委員に関する案件でありますので、委員の退席を求めます。

－ 委員退席 －

石塚議長

事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

議案書 1 ページを御覧ください。

申請番号 2 について、御説明いたします。

申請番号 2 西山町浜忠、外 1 筆、田、5,137 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営の見直し。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 2 について、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 2 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請番号 2 の案件を許可処分と決定いたします。

退席を求めました委員の入室を求めます。

－ 委員入室 －

石塚議長

委員に退席を求めましたが、議第 1 号の申請番号 2 の案件は許可処分と決定いたしました。

続いて、申請番号 3 及び 4 の案件が、農業委員に関する案件でありますので、委員の退席を求めます。

－ 委員退席 －

石塚議長

事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

申請番号 3 及び 4 について、御説明いたします。

申請番号 3 西山町北野、外 1 筆、田、2,959 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営の見直し。

申請番号 4 西山町北野、田、2,942 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営の見直し。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 3 及び 4 について、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 3 及び 4 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請番号 3 及び 4 の案件を許可処分と決定いたします。

退席を求めました委員の入室を求めます。

－ 委員入室 －

石塚議長

委員に退席を求めましたが、議第 1 号の申請番号 3 及び 4 の案件は許可処分と決定いたしました。

続いて、議第 1 号、申請番号 5 から 12 までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

申請番号 5 から 12 について、御説明いたします。

申請番号 5 藤井、外 2 筆、田、3,811 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 6 藤井、外 3 筆、田、5,478 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

2 ページを御覧ください。

申請番号 7 藤井、外 3 筆、田、9,523 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 8 善根、田、553 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 9 西山町藤掛、田、802 m<sup>2</sup>。自作地の贈与。新規就農。

申請番号 10 高柳町門出、田、49 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 11 横山、外 3 筆、田、2,442 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 12 吉井、外 1 筆、田、585 m<sup>2</sup>。自作地の売買。新規就農。

審査結果の 1 から 2 ページを御覧ください。案件である申請番号 5 から 12 について、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 5 から 12 までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請番号 5 から 12 までの案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。

議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。土地の所在地、地目、

面積、申請人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 新道、外6筆、田、257.06㎡、畑、52㎡、合計、309.06㎡。販売用住宅敷地の拡張。第3種でございます。

本件につきまして、申請者の亡き先代が、申請地において以前にコンクリート敷きの通路及び庭を造成し、隣接する住宅の敷地の一部として一体的に利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。申請者は今後、申請地及び隣接する宅地を販売する予定です。

申請番号2 長崎、外1筆、畑、418㎡。宅地の拡張。第3種でございます。

本件につきまして、申請者の亡き先代が申請地において、昭和50(1975)年頃に物置を建築後、昭和62(1987)年頃に車庫を建築したことに加え、コンクリート敷きの通路を造成したほか、申請者が令和3(2021)年頃にカーポートの建築及び庭の造成を行い、現在も隣接する自宅の敷地の一部として一体的に利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類 審査結果一覧表の4ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

石塚議長

議第2号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第3号 農地法第5条許可申請について」、申請番号1の案件が、農地利用最適化推進委員に関する案件でありますので、委員の退席を求めます。

— 委員退席 —

石塚議長

事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書4ページを御覧ください。

議第3号 農地法第5条許可申請の申請番号1について、御説明いたします。

申請番号1 土地の所在地、矢田、地目、田、面積、979㎡。申請事由、農業用テント倉庫。農地区分、農業振興地域の農用地区域における農業用施設用地でございます。

本件につきまして、申請者は農業経営の規模拡大に当たり、農機具や米俵の保管場所が新たに必要となったことから、申請者の事務所や経営農地に隣接する申請地を所有者から借り受け、農業用テント倉庫を建築するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類 審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請番号1の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第3号の申請番号1の案件を許可処分と決定いたします。

退席を求めました委員の入室を求めます。

－ 委員入室 －

石塚議長

委員に退席を求めましたが、議第3号の申請番号1の案件は許可処分と決定いたしました。

続いて、議第3号、申請番号2から4までの案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

引き続き、議案書4ページを御覧ください。

議第3号 農地法第5条許可申請の申請番号2から4について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明と

いたします。

申請番号2 四谷三丁目、外1筆、畑、138㎡。宅地の拡張。第3種でございます。

本件につきまして、譲渡人の亡き先代が申請地において、昭和60(1985)年頃に物置を建築し、隣接する住宅の敷地の一部として一体的に利用していたことから、今回、譲渡人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。譲受人につきましては、当該住宅及び宅地を購入済みであり、今後、居住する予定となっております。申請地につきましては、物置のほか、庭や家庭菜園として利用する予定となっております。

申請番号3 西山町大崎、畑、882㎡。店舗及び駐車場。第3種でございます。

本件につきまして、譲渡人の亡き先代が申請地において、以前に砂利を敷いたことから、今回、譲渡人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。

譲受人につきましては、飲食店経営等を目的に設立された法人であり、申請地において店舗及び駐車場を整備し、カフェを経営する計画となっております。

申請番号4 諏訪町、外2筆、畑、688㎡。貸駐車場。第3種でございます。

本件につきまして、譲渡人及び譲渡人の亡き先代が申請地において、以前にコンクリート及びアスファルトを敷設し、貸駐車場を整備したことから、今回、譲渡人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。

譲受人は申請地の付近に居住しており、申請地を近隣住民等への貸駐車場として利用する計画となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類 審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請番号2から4までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第3号の申請番号2から4までの案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて「議第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（売買）について」、「議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案（貸借）について」、「議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（移転）について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

議案書 5 ページを御覧ください。

議第 4 号から議第 6 号まで一括して説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

それでは、議第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（売買）について、御説明申し上げます。

資料のとおり、田、2 筆、419 m<sup>2</sup>の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社を介した所有権移転となります。

県の公告予定日の、令和 8（2026）年 5 月 29 日後に権利が移転されます。

続いて、議案書 6 ページから 157 ページを御覧ください。

議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案（貸借）について、御説明申し上げます。

農地中間管理機構である新潟県農林公社を転貸した貸借借権の設定となります。

設定期間、地目、面積の順に読み上げ、説明といたします。

5 年、田、9 筆、13,656 m<sup>2</sup>、6 年、田、9 筆、9,050.25 m<sup>2</sup>、9 年、田、2 筆、4,171 m<sup>2</sup>、10 年、田、1,367 筆、1,059,978.8 m<sup>2</sup>、畑、9 筆、3,238.3 m<sup>2</sup>、20 年、田、916 筆、515,771.61 m<sup>2</sup>、畑、149 筆、29,210.12 m<sup>2</sup>です。

今回の計画案の内訳については、主に中間管理機構を転貸する貸借契約の更新及び圃場整備関連の計画となります。

続いて、議案書 158 ページから 179 ページを御覧ください。

議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（移転）について、御説明申し上げます。

資料のとおり、地目、田、197 筆、面積、152,395 m<sup>2</sup>、畑、2 筆、面積、1,251 m<sup>2</sup>の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社が転貸する耕作者の変更となります。

県の公告予定日は、令和 8（2026）年 5 月 29 日であり、翌日の 5 月 30 日から新しい耕作者に変更となります。

議第 4 号から議第 6 号につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号から議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 4 号から議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 7 号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 平井地区の交換分合計画 同意（案）について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 180 ページを御覧ください。

議第 7 号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業平井地区の交換分合計画の同意（案）について御説明申し上げます。

議案書本文を読み上げます。

令和 8(2026)年 3 月 10 日付け柏土改第 486 号で、柏崎土地改良区から土地改良法に基づく標記交換分合計画を実施するに当たり、土地改良法第 99 条第 3 項の規定に基づく同意を求められたので、別紙のとおり承認と決定するものとする。

令和 8(2026)年 3 月 30 日提出

柏崎市農業委員会 会長 石塚 道宏

現在、平井地区において、土地改良事業が進められております。本件の交換分合計画は、ほ場整備事業地区内外の所有農地の入れ替えを行い、ほ場整備事業の円滑な実施と換地による農地の利用集積を図るために実施するもので、実施に当たり、この度、柏崎土地改良区理事長から、当農業委員会会長に対し、土地改良法第 99 条第 3 項の規定に基づく同意の依頼がありました。

土地改良区が交換分合を行うには県知事の許可を受ける必要があります、その申請をするには、関係農業委員会の同意書を添付しなければならないことになっています。

その同意書案は 181 ページのとおりで、また、交換分合に係る土地の位置及び土地の明細については、議案書とは別の資料となっております「議第 7 号 資料」と記載されている、カラー刷りの資料のとおりとなります。

なお、土地改良法に基づく交換分合により権利を設定又は移転する場合は、農地法において第 3 条許可を受けなくてもよいこととされております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 7 号について、事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 8 号 令和 8(2026)年度柏崎市農業委員会業務計画について」及び「議第 9 号 令和 8(2026)年度最適化活動の目標の設定等について」、を一括して議題とします。事務局の説明を求めます。

伊比事務局長

議第 8 号及び議第 9 号を一括して御説明申し上げます。

資料の 182 ページを御覧ください。

この 2 案につきましては、農地利用最適化推進委員の皆様からも御意見をお伺いするとともに、採決に加わっていただきます。

はじめに、令和 8(2026)年柏崎市農業委員会業務計画(案)について御説明申し上げます。

計画の構成は、大きく分けて二つであります。

183 ページのローマ数字の I で事業方針を、185 ページのローマ数字の II で事業の実施計画を定めております。

令和 8(2026)年度の特徴といたしましては、183 ページの「1 農業・農村及び農業委員会をめぐる情勢と課題等」の項目にある(3)に記載いたしましたが「2025 年農林業センサスの

概数値」が昨年の11月に公表されました。内容を見てみますと、「個別経営体が約24%減少する一方で、法人等団体経営体が増加するなど、農業生産構造が変化してきていることから、多様な担い手の確保・育成や、農業組織・法人の経営規模の拡大や効率を図ることが必要」となってきました。

また、183ページの(1)にありますように「農地利用の最適化」については、担い手の育成・確保、農地の利用集積・集約化、また、遊休農地の発生防止・解消を課題としてこれまでと同様に掲げさせていただきました。

また、184ページの(6)には、地域計画について10年後の担い手を特定できない農地が存在していることについての手立てが必要になってきていることについて、記載をしております。

次に、「2事業の実施方針」では、1に掲げた情勢と課題を踏まえ、農地法を始めとする農地制度の公正・公平な運用はもとより、「地域農業・農村の10年後の羅針盤となる「地域計画」が策定されたことを受け、その実現やブラッシュアップ、担い手の確保や経営発展に積極的に関わっていくことが求められることから、関係機関や団体等とより連携して事業に取り組むこと」を柱に、(1)から(4)までの四つの項目を掲げさせていただきました。

次に、185ページの「Ⅱ事業の実施計画」では、ローマ数字のⅠの事業方針を踏まえ、1会議、2事業関係、3その他として掲げてあります。

令和8(2026)年度の特徴といたしましては、186ページの「(9)地域の課題解決に向けた取組」について、農業委員及び推進委員の皆様のご活動として、今後一層重要になってまいりますことから、新たに三つの項目を加えさせていただきました。

続いて、令和8(2026)年度最適化活動の目標設定等について、御説明申し上げます。

資料の188ページを御覧ください。

この最適化活動の目標設定等につきましては、農林水産省経営局長通知と、そこで定められた様式に基づき、令和4(2022)年度から設定しているものであります。

この設定した最適化活動の目標については、設定後、農業委員会ネットワーク機構、これは、一般社団法人新潟県農業会議のことでありますが、その確認を受けた上で、インターネットの利用、その他適切な方法で公表することとなっております。

内容といたしましては、ローマ数字Ⅰで「農業委員会の状況」を、ローマ数字Ⅱで「最適化活動の目標」を、以下、1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進、2最適化活動の活動目標となります。

190ページの「2最適化活動の活動目標」、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、今年度と同様に、農業委員会系組織における統一的な取組として示されている「月当たり概ね10日程度」を基準に設定したところであります。

また、同じ表にあります最適化活動を行う農業委員の人数は16人としております。ここには、中立委員である3人の委員は含んでおりません。

この目標設定は、3月末までに設定することになっておりますが、農林水産省及び市農林水産課の数値が公表されていない項目については、昨年度の数値を仮に入力しております。公表され次第、変更させていただくことについてもお諮りしたいと考えております。

説明は以上です。

以上、2件について、御審議の程よろしく申し上げます。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。

事務局から説明があったように、農地利用最適化推進委員からも御意見・御質問があったらお願いしたい。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。採決は、一件ごとに行います。採決にも、農地利用最適化推進委員からも加わってもらいます。

議第8号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第8号について事務局の提案のとおり決定いたします。

次に、議第9号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第9号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

本日の議案については以上となります。

続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

伊比事務局長、和田主任、吉田主事

(その他連絡事項)

石塚議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午前11時2分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 石塚 道宏

---

署名委員 高橋 啓子

---

署名委員 水野 美保

---

## 出席状況（総会議席表）

（令和8年3月30日現在）

農業委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	春日知代	出	11	月橋明日香	欠
2	小柳直樹	出	12	前澤敏彦	出
3	安野檢一	出	13	水野美保	出
4	関矢光孝	出	14	金子武彦	出
5	佐藤敏	出	15	阿部淳一	出
6	内山正和	出	16	灰野善栄	出
7	石塚道宏	出	17	巻口夏美	欠
8	高橋啓子	出	18	笹川宏	出
9	山波剛	欠	19	平野松夫	出
10	駒野博実	出			
出席委員 16 人 欠席委員 3 人 計 19 人					

農地利用最適化推進委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	竹内美博	出	15	上杉英之	出
2	田中正和	出	16	望月鉄心	出
3	中澤直寛	出	17	武井義明	欠
4	中村耕一郎	出	18	飯塚透	出
5	小林勇	出	19	高橋公人	出
6	濁川武良	出	20	星野邦夫	出
7	渡辺秀和	出	21	長井昭	出
8	池田直友	出	22	山田信雄	欠
9	堀正則	出	23	澁江嘉輝	出
10	末崎正男	出	24	大橋昭作	出
11	阿部茂晴	出	25	中村茂幸	出
12	萩野勝茂	出	26	月岡学	出
13	石黒芳和	出	27	徳永逸雄	出
14	長谷川久雄	出			
出席委員 25 人 欠席委員 2 人 計 27 人					

## 農業委員会事務局職員

事務局長 伊比 孝、係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香